

第15号様式

物 品 売 買 契 約 書

物品の売買について、売扱人山口県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる物品（以下「物品」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買ひ受ける。

品 名	数 量	備 考

（代金）

第2条 物品の売買代金（以下「代金」という。）の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（代金の支払）

第3条 乙は、代金を甲が発行する納入通知書により甲が指定する日までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第4条 物品の所有権は、乙が代金を完納した時に甲から乙に移転するものとする。

（物品の引渡し）

第5条 甲は、前条の規定により物品の所有権が甲から乙に移転した後速やかに物品をその所在する場において乙に引き渡すものとし、乙は、甲の指定する期日までに物品を搬出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から物品の引渡しを受けたときは、甲に物品の受領証の交付又は受領印の押印をするものとする。

（遅延利息）

第6条 乙は、第3条に規定する期限内に代金を完納しなかったときは、当該期限の翌日から未支払金額を納付する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年 パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（危険負担）

第7条 乙は、この契約締結の時から第4条に規定により物品の所有権が移転する時までの間において、物品が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合は、甲に対して代金の支払いを拒絶できる。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求、又は解除をすることができない。

（契約の解除）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

（2）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品売買契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。
- (不正行為に伴う契約の解除)
- 第10条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第20条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。
 - (2) 乙が、独占禁止法第7条の2、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5、第20条の6の規定により、課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 乙が前2号の抗告訴訟を取り下げたとき。
 - (4) 乙が第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (5) 乙又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。
- (損害賠償)
- 第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その不履行が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- (不正行為に伴う損害の賠償)
- 第12条 乙は、この契約に関して、第10条各号のいずれかに該当するときは、代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 第10条第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。
- 2 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項の代金の額の10分の2に相当する金額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。
- 3 前2項の規定は、第5条第1項の規定により物品を引き渡した後においても適用があるものとする。
- (契約の締結に要する費用)
- 第13条 この契約の締結に要する費用は、全て乙の負担とする。
- (疑義の解決)
- 第14条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。
- (履行の決定)
- 第15条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年　　月　　日

売扱人　　山　口　県
　　　　　　山口県知事
　　　　　　(廉 長)

買受人

注) この契約書は、不用物品の売扱いをする場合に使用すること。